平成３０年（フ）第８３号
群馬県富岡市神農原605番地６　アイコーポラス16、前住所群馬県高崎市倉賀野町2326番地２　レオパレス諏訪Ⅱ206号
債務者　吉原　信子（旧姓岩崎）
１　決定年月日時　平成30年５月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成３０年（フ）第３２２号
千葉県市川市菅野３丁目19番33号　（グリーンリーフ市川Ｂ棟103号）
債務者　小林由喜子
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３３０号
千葉市緑区あすみが丘２丁目10番地９
債務者　七五三野全美
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３３３号
千葉県市原市姉崎916番地７
債務者　平田美千子
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３４４号
千葉市中央区南生実町1224番地３
債務者　渡部　啓一
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３５４号
千葉市中央区東千葉３丁目13番８号
債務者　樫浦　まり（旧姓鴨志田）
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３７２号
千葉県船橋市西習志野３丁目５番８号　パークハウス101号
債務者　藤井　　充
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第３７８号
千葉県船橋市丸山４丁目33番12号　サンハイツ丸山102号
債務者　和田麻弥子
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４０７号
千葉市中央区祐光４丁目６番10号　サンプラザ祐光203号
債務者　兼清　義直
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４３１号
千葉県市川市南行徳４丁目３番15―203号（ヴィラトーワ南行徳）
債務者　太田　賢一
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第４３６号
千葉市花見川区花見川９番４棟201号
債務者　千葉　文夫
１　決定年月日時　平成30年５月21日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成３０年（フ）第１２０９号
大阪市平野区喜連西３丁目17番21―310号
債務者　青木　秀行（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３４０号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
債務者　入屋　直子
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５１６号
大阪市住吉区千躰１丁目４番15号　カツタビルディング３号館　１―Ａ号、前住所大阪市住吉区我孫子５丁目９番15号　ピュアホーム桂　401号
債務者　谷口　温子
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５２３号
大阪府豊中市曽根西町１丁目９番３―504号
債務者　藤森　大志
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１５３５号
大阪府守口市豊秀町２丁目14番１―303号
債務者　北川　泰将
１　決定年月日時　平成30年５月25日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年７月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部